

姫路市教育委員会会議録（令和7年3月）

○ 日 時 令和7年3月21日（金）午後1時から

○ 場 所 教育委員会会議室

○ 開 会（午後1時）

日程第1 会議録署名委員の指名等

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第45号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第46号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について

議案第47号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について

議案第48号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第49号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第50号 姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第51号 姫路市学校保健審議会規則の一部を改正する規則の制定について

議案第52号 審査請求に対する裁決について

議案第53号 第3期姫路市教育振興基本計画の策定に係る臨時代理の承認について

議案第54号 姫路市指定重要有形文化財の指定について

議案第55号 姫路市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第56号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第57号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について

議案第58号 姫路市教育委員会内部公益通報に関する規程の制定について

議案第59号 姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準の一部改正について

議案第60号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について

日程第4 報告

1 姫路城保存活用計画の文化庁認定について

2 令和7年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について

3 いじめ重大事態の対応状況について

日程第5 教育長職務代理者の指名について

日程第6 次回委員会開催日時等

日程第7 その他

- 出席者 (委員) 久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員
 (事務局) 平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、
 森学校教育部長、砂山生涯学習部長、濱田総務課長、
 藤保教育企画室主幹、沖端教職員課長、角倉学校指導課長、
 田渕健康教育課長、大西文化財課長
 (書記) 島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容
 教育長

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
 ○ 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立いたしております。
 ○ それでは、これより日程に入ります。
 ○ 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
 本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により中野委員を指名します。
 ○ 次に、事前にお配りしております前回の定例会の会議録について、御意見はございませんか。
 ○ 特に御意見もないようですので了承したいと思います。
 ○ 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
 本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
 これに御異議はございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。
 ○ それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、
 議案第56号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 議案第57号 姫路市教育委員会における標準的な職及び標準職務遂行能力を定める規則の一部を改正する規則の制定について
 議案第58号 姫路市教育委員会内部公益通報に関する規程の制定について
 議案第59号 姫路市教育委員会職員の懲戒処分に関する基準の一部改正について
 議案第60号 教育委員会事務局及び学校職員の人事異動について
 報告事項の2 令和7年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について
 報告事項の3 いじめ重大事態の対応状況について
 が追加になっております。

- 教育長
- 議事に先立ち、議案の一括審議及び公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- まず、一括審議についてですが、議案第 46 号から第 48 号までは関連がありますので、一括審議としたいと思います。また、議案第 57 号及び第 60 号も関連がありますので、一括審議としたいと思います。
- これに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長
- 異議なしと認め、議案第 46 号から第 48 号まで並びに議案第 57 号及び第 60 号は一括審議とします。
 - 次に、公開又は非公開についてですが、議案第 52 号は会議規則第 15 条第 5 号に規定する審査請求に関する事件に該当し、議案第 55 号、第 57 号及び第 60 号は同条第 1 号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当し、議案第 58 号、第 59 号及び報告事項の 3 は同条第 6 号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。
- (委員) [挙 手]
- 教育長
- 全員賛成と認め、議案第 52 号、第 55 号、第 57 号から第 60 号まで及び報告事項の 3 は非公開と決定します。
 - なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。
 - それでは、
議案第 45 号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。
- (事務局)
- (総務課長 議案第 45 号について説明)
「改正の理由」につきましては、令和 7 年 4 月 1 日付の組織改正等に伴い、必要な改正を行おうとするものでございます。
「改正の概要」でございますが、1 点目は、全庁的に課内室が廃止されることに合わせまして、教育企画室内の「新市立高等学校推進室」及び城内図書館内の「史料整理室」を廃止するものでございます。2 点目は、教育 D X の推進及びこれからの姫路の教育をデザインし、具体化していく意図を明確化するため、学校指導課の「小中一貫教育・ICT 教育推進係」を「D X ・教育デザイン係」に改

編するものでございます。3点目は、その他規定整理としまして、法改正による条の繰り上げに伴う対応等を行うものでございます。

「施行期日」は、令和7年4月1日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第45号 姫路市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第45号は原案のとおり可決しました。
- 次に、
議案第46号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
議案第47号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第48号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを一括審議します。
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第46号から第48号までについて説明)
まず、議案第46号「姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。
「改正の理由」につきましては、現在開会中の令和7年第1回定例会に議案として提出しております「姫路市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」において、幼稚園長が役職定年に達した際に転任する職として「指導教諭」を設けようとしておりますが、これに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。
「改正の概要」でございますが、幼稚園に置くことができる職員に、指導教諭を加えるものでございます。
「施行期日」は、令和7年4月1日としております。
続きまして、議案第47号「姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。
「改正の理由」につきましては、議案第46号と同様でございます。
「改正の概要」でございますが、教育委員会の所管に属する学校の職員の職名として、指導教諭を加えるものでございます。
「施行期日」は、令和7年4月1日としております。

続きまして、議案第 48 号「姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

「改正の理由」につきましては、議案第 46 号及び第 47 号と同様でございます。

「改正の概要」でございますが、1 点目としまして、主任教諭の職務に、幼児の保育をつかさどることを加えるものでございます。2 点目としまして、学校に関する規定を幼稚園に準用する場合において、読み替える教諭等の職に指導教諭を加えるものでございます。

「施行期日」は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

改正案では、校長と教員双方の身分において、「指導教諭」の職名がありますが、同じ指導教諭でも身分が異なるのですか。

(答)

身分が校長の園長と身分が教員の園長がおり、園長が役職定年を迎えた際に転任する職として、各身分において指導教諭を設けています。

(問)

肩書が同じでも身分は異なるということですか。

(答)

そのとおりです。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 46 号 姫路市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について
議案第 47 号 姫路市教育委員会職名規則の一部を改正する規則の制定について
及び
議案第 48 号 姫路市立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 46 号から第 48 号までは、原案のとおり可決しました。

教育長

○ 次に、
議案第 49 号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (総務課長 議案第 49 号について説明)
「改正の理由」でございますが、国家公務員において、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充として、子の看護休暇の見直しが行われる

ことを踏まえ、市立学校職員についても、同様の改正をしようとするものでございます。

「改正の概要」でございますが、まず1点目の「子の看護休暇に関する見直し」としまして、対象となる子の範囲を現行の「小学校就学前の子」から、「小学校3年生までの子」に拡大するとともに、子の行事参加や感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも取得可能となるよう取得事由を拡大するものでございます。2点目の「その他規定整備」でございますが、前回の定例教育委員会において山下委員から御質問のあった「配偶者等」の範囲について、市職員と同様の規定となるよう整備するものでございます。

「施行期日」は、令和7年4月1日でございます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第49号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第49号は原案のとおり可決しました。
- 次に、
議案第50号 姫路市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第50号について説明)
「改正の理由」でございますが、学校において使用する公印のうち、四郷学院校長之印について、四郷学院校長から、前期課程校舎と後期課程校舎が離れており、押印のための移動に時間を要し事務の負担となっているとして、新たに公印を調製したいとの要望がございました。
そこで、四郷学院前期課程及び後期課程それぞれにおける公印の使用状況等を確認したところ、事務の負担となっている状況が認められたことから、教職員の負担軽減に資するため、公印を新たに調製するものでございます。
「改正の概要」でございますが、別表に規定する兵庫県姫路市立四郷学院校長之印につきまして、新たに「学校長名をもってする一般文書用(後期課程用)」の公印を追加いたします。
「施行期日」は、令和7年4月1日としております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

四郷学院の校長は前期と後期で2名いるのですか。仮に1名だとすると、代理で公印を押しているのですか。

(答)

校長は1名、公印は後期課程校舎に置いています。前期課程の業務について公印の押印が必要な場合は、校長が書類を持って後期課程校舎へ移動し、押印しています。前期課程校舎にも公印があれば、移動することなくいずれの校舎でも押印が可能となります。

(問)

公印は校舎から持ち出してはいけないのですか。

(答)

そのとおりです。

(問)

書類を持ち出さず、校長が移動するだけでよくなるのですか。

(答)

そのとおりです。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第50号 姫路市立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第50号は原案のとおり可決しました。

○ 次に、

議案第51号 姫路市学校保健審議会規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (健康教育課長 議案第51号について説明)

「改正の理由」でございますが、姫路市学校保健審議会は、学校園における健康診断及び学校感染症の予防等学校環境衛生に関する審議のために設置された附属機関でございます。審議会の委員は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師のみでございましたが、より学校園の現状や意見を反映した審議を行うことができるよう、委員の上限を増やし、委員に市立学校園の幼稚園長、小学校長及び中学校長を任命できるようにするものでございます。

「改正の概要」でございますが、規則第2条につきまして、委員数を5人以内

から8人以内とし、任命の対象に学校園の長を加えるほか、必要な規定整理を行います。

「施行期日」は、令和7年4月1日でございます。

この改正により、懸案事項でありました、組織の全員が男性という状況が解消されることとなります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

「組織全員が男性という状況」とは、具体的にどういった内容ですか。

(答)

長年懸案事項であり、4月の定例教育委員会でも御指摘がありましたが、学校保健審議会は5名全員が男性となっており、男女比に問題があると指摘を受け続けておりました。学校園長3名を任命できるようにすることで、女性比率が向上すると考えております。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。

議案第51号 姫路市学校保健審議会規則の一部を改正する規則の制定について

原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第51号は、原案のとおり可決しました。

○ 次に、

議案第53号 第3期姫路市教育振興基本計画の策定に係る臨時代理の承認について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (教育企画室主幹 議案第53号について説明)

市民意見(パブリック・コメント)の募集結果を受けた修正を行った後、事務局において一部修正を行い、「第3期姫路市教育振興基本計画」として示しております。第3期計画については、教育長が臨時代理で承認を行い、策定しております。前回の定例教育委員会で提示させていただいた計画案から修正、追記した主な箇所について、説明いたします。

第4章「今後5年間の具体的取組」にある計画体系図の政策2、施策2-2の④の事業名を「就学前相談・就学指導の充実」から「就学に関する相談の充実」に表現を改めております。それに伴い、事業名も改めております。

施策1-4、施策の目的の1行目を「我が国の伝統や文化を深く理解するとともに自分が生まれ、育ち、暮らしている地域をふるさととして愛着や誇りを持つ」から「我が国の伝統や文化への深い理解を促進するとともに、自分が生まれ、育

ち、暮らしている地域について、ふるさととしての愛着や誇りを醸成する」に表現を改めております。

施策2-1、事業2-1-⑨「教育相談事業の充実」の上から2つ目の項目について、「適応教室等により」から「教育支援教室等により」に表現を改めております。

施策2-2、事業2-2-②「不登校への対応」の最後の項目について、「フリースクール等民間施設を利用している不登校児童生徒の家庭に対して、経済的負担の軽減を図ることを目的として、利用料等を助成する。」を追記しております。

主な修正、追記箇所については以上でございますが、他に用語の統一や誤字脱字の修正など軽微な修正を行っております。

今後の予定としましては、3月最終週に計画の全文と概要版を各学校園に紙媒体として2冊ずつ一斉に配布いたします。市政情報センターや各支所、図書館、公民館など関係機関においても計画の全文を紙媒体で配架いたします。

計画の策定を周知し、市民の皆様にも手軽に見ていただけるように、データのみとなりますが、計画の内容をわかりやすく簡単に説明したPR版も作成しております。全文・概要版・PR版のデータは、本市ホームページに掲載するとともに、校務支援システム、かしネット全庁掲示板、保護者連絡アプリをとおして広く周知を図るとともに、校園長会などでも周知に努めていくこととしております。

計画の公表に伴い、パブリック・コメントの募集結果についても本市ホームページ及び各関係機関において公表いたします。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

ホームページで見られるとのことですが、閲覧するだけですか。ダウンロードも可能ですか。

(答)

ダウンロードも可能ですが、全文についてはかなり容量が大きいので、一括でダウンロードできるようにしつつ、章を分けて部分的にダウンロードもできるようにするか、検討中です。

教育長

○ それでは、他に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第53号 第3期姫路市教育振興基本計画の策定に係る臨時代理の承認について
報告のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第53号は、報告のとおり承認しました。

○ 次に、

議案第 54 号 姫路市指定重要有形文化財の指定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (文化財課長 議案第 54 号について説明)

本市教育委員会から本市文化財保護審議会に対し、有形文化財 1 件を姫路市指定重要有形文化財に指定することの可否について諮問しており、その審議の結果、指定の価値ありとの答申をいただきましたので、指定理由を添付して議案として提出するものでございます。

指定理由書でございますが、名称はかち染^{ふくき}袱紗^{ふくき}附包紙二枚、種別は工芸品、形状は茶用^{ふくき}袱紗、寸法は本体が縦 26 c m、横 26.7 c m、写真も添付しております。

かち染^{ふくき}袱紗^{ふくき}の指定理由でございますが、かち染は 10 世紀前半の和歌に詠われているように、平安時代から姫路の地で染められていた藍染で、古くから当地の名産でした。温暖で肥沃な土地で育てられた播磨の藍を用いて、何度も藍液に浸け黒に近いほど濃く染め上げたとされるものですが、江戸時代になるとかち染は廃れ、その染色法については不明となっております。江戸時代に、すでに染色法が不明となってしまっていたかち染を復興しようと試みたのが、姫路藩家老であった河合寸翁で、姫路東紺屋町の染商・相生屋勘右衛門を通じて、かち染の復元を図ったことが記録に残っております。記録には、復元にあたって京都東寺の舞衣を参考にしたこと、茶用の^{ふくき}袱紗^{ふくき}も制作されたことが記され、布片の一端には雌雄の鹿を透かしであらわしたことが記されています。この現品は長年確認されておりませんでした。記録どおりの^{ふくき}袱紗^{ふくき}が、平成 9 年に京都の古裂商を通して見つかかり、姫路市書写の里・美術工芸館が取得したものです。

かち染^{ふくき}袱紗^{ふくき}の本体は、方形^{ふくき}袱紗^{ふくき}で絹の袷三方縫い仕立てで、寸法から濃茶手前の時に茶碗に添えて出される「出し^{ふくき}袱紗^{ふくき}」に相当すると考えられ、表裏には、それぞれ鹿を筒描きと思われる線で表現されております。この^{ふくき}袱紗^{ふくき}は二重に紙で包まれており、内側の包み紙には、木版で表に「かち染」の文字を、裏に藤原俊成の和歌を墨摺りし、「播磨國姫路 相生家勘右衛門」の黒印をおしております。外側の包み紙には表に「播磨染^{おふくき} 御服^{おふくき}紗絹」と墨書されておりました。

このように、本資料は江戸時代の復元品ですが、包み紙が伴うことで姫路産のかち染と証明される、現在のところ唯一の極めて希少な資料であることから、姫路市指定重要有形文化財として指定する価値を有していると、評価されているところでございます。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 54 号 姫路市指定重要有形文化財の指定について
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第 54 号は、原案のとおり可決しました。
- 次に、
議案第 56 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (総務課長 議案第 56 号について説明)
「改正の理由」でございますが、市長部局において、国家公務員の一般職の職員の給与改定に伴う人事院規則の改正及び姫路市職員給与条例の改正を踏まえ、関係箇所を一部改正するため、市立学校職員についても同様の改正を行うとともに、県において高等学校教育職及び中学校・小学校教育職の給料表の改編に伴って、所要の改正が行われることから、市立学校職員についても同様の改正を行おうとするものがございます。
「改正の概要」でございますが、1 点目は「管理職員特別勤務手当の適用区分の明確化」でございますが、手当の対象となる勤務時間の拡大、具体的には現行では午前 0 時から午前 5 時だったものが、改正後には午後 10 時から翌日の午前 5 時まで拡大され、そのことにより、対象勤務が連続となるパターンが増えることとなるため、それぞれの区分を規定するものでございます。
2 点目の「昇格時号給対応表の改定」でございますが、高等学校職員給料表昇格時号給対応表及び指導主事給料表昇格時号給対応表について、県費負担教職員との均衡を図るため、兵庫県の高等学校教育職給料表昇格時号給対応表及び中学校・小学校教育職給料表昇格時号給対応表に準じて改定を行うものでございます。
3 点目の「降格時号給対応表の改定」につきましては、昇格時号給対応表と同様の改定を行うものでございます。
4 点目の「特別手当表の改定」でございますが、高等学校職員特別手当表及び指導主事特別手当表についても、兵庫県の義務教育等教員特別手当表（高等学校等）及び義務教育等教員特別手当表（中学校・小学校）に準じて改定を行うものでございます。
「施行期日」は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- それでは、特に意見等もないようですので、お諮りいたします。
議案第 56 号 姫路市立学校職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定
原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(委 員)

[挙 手]

教育長

○ 全員賛成と認め、議案第 56 号は、原案のとおり可決しました。

○ 次に、

報告事項の 1 姫路城保存活用計画の文化庁認定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (文化財課長 報告事項の 1 について説明)

本市が 11 月 1 日に策定いたしました「姫路城保存活用計画」が、令和 7 年 2 月 21 日付で文化財保護法第 53 条の 2 第 4 項、第 129 条の 2 第 4 項に基づき、文化庁長官の認定を受けましたので、報告いたします。

まず、計画の位置付けについてでございますが、本計画は、「特別史跡姫路城跡整備基本構想」に基づき、特別史跡、国指定建造物及び世界遺産姫路城のバッファゾーン等の一体的な保存管理、活用、整備及び運営体制にかかる現状と課題の整理及びその対応策について明示し、本市の象徴的存在である姫路城を将来に向かって恒久的に保存継承していくための指針でございます。

姫路城に関する計画といたしましては、これまでは土地と建造物で文化財種別が異なることから別々に計画を立てておりましたが、本来、土地（特別史跡）と建物（国宝・重要文化財）は密接不可分であるため、将来にわたってこれらを一体的に保存・活用するために、本計画では土地と建造物を一体として計画を策定いたしました。さらに、姫路城とも大きく関わる「姫路市都市計画マスタープラン」、「姫路市景観形成基本計画」、「姫路市中心市街地活性化計画」などの分野別計画との整合性を図り、互いに連携することにより、姫路城周辺における土地基盤の充実と姫路城のあるべき姿の創出に資することを目的としております。

計画の認定の主な効果でございますが、まず、計画の策定・認定プロセスにおいて、有識者の意見を反映し、文化庁が計画の内容を確認していることから、計画に記載された事項については、計画の実効性が向上し、円滑な保存・活用を進めることができます。保存活用計画の作成を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と変更が許容される部分・程度等が明確化され、迅速に修理や活用を図ることが可能となりました。

計画の期間につきましては、令和 7 年度から 16 年度までの 10 年間とし、計画の進捗、課題等の状況に応じて、改定の検討を行うこととしております。

計画検討体制につきましては、認定検討ワーキンググループとして、計画の所管を姫路城総合管理室とし、生涯学習部文化財課、埋蔵文化財センターの職員をワーキンググループとして、関係各課と連携しながら、計画の骨子、素案を作成いたしました。副市長・関係局長で構成された姫路城保存活用計画認定検討委員会を立ち上げ、文化庁や財務省などをオブザーバーとする有識者で構成された姫路城保存活用計画認定検討会議の意見・提案を反映して原案を作成いたしました。その後、パブリックコメントを実施し、市民の皆様からいただいた意見を反

映し、計画を策定いたしました。

計画の範囲についてでございますが、世界遺産でもある姫路城の保存活用について検討するにあたっては、「世界遺産姫路城」のプロパティ（資産）やバッファゾーン（緩衝地帯）についても保護の措置を図る必要があります。姫路城周辺の中心市街地一体は、かつての城下町であったことから、これら地域を含む区域である「姫路市都市景観形成基本計画」における「姫路城周辺景観形成ゾーン」の重点地区の区域に、一部、周知の埋蔵文化財包蔵地である「姫路城城下町跡」の区域を加えた黄色で塗った範囲を、本計画の計画区域としております。

本計画の構成でございますが、本計画は全 13 章で構成されております。第 1 章から第 5 章が姫路城の現状把握であり、現状と課題を整理しております。第 6 章では、本計画の大綱と基本方針を記載し、姫路城の将来あるべき姿を定めております。第 7 章から第 10 章では、保存、活用、整備、運営体制について、姫路城の将来あるべき姿に向かって取り組むべきことを記載しております。第 11 章は世界遺産としての整理、第 12 章で施策の実施計画を記載し、第 13 章で計画の経過観察の方法について記載しております。

続きまして、計画のポイントとなる部分を説明いたします。まず、第 6 章において記載した、本計画の大綱と基本方針についてでございますが、「世界文化遺産にふさわしい、歴史・文化を守り伝える城郭都市」というコンセプトの下、真正性を保ちながら、市民の誇りを高め、文化財への愛着を深め、暮らしの質を向上させる歴史と文化の香り高い空間を創造する。」を大綱といたしました。その上で、それぞれの曲輪ごとに緑色で示した内曲輪は「往時の姿を保ち続ける城郭」、近世城郭の保存を基調とし、「城郭」の姿の保存・復元を図る空間、黄色で示した中曲輪は「歴史を尊重し、時代とともに生きる城郭」、文化財の保護・顕彰を行いつつ、その価値を高めるための利活用も図る空間、青色で示した外曲輪及びバッファゾーン等は「現代と調和しながら暮らしと歴史が共存する城郭」、「世界文化遺産・姫路城」と調和した景観形成を行いつつ、都市計画、観光振興、コミュニティ形成など多方面から検討した、きめ細かな土地利用計画に基づき、世界文化遺産のバッファゾーンにふさわしい整備を図る空間として、それぞれの空間像を示しております。

大綱に基づき、「保存管理」は本質的価値を構成する諸要素の厳密な保存管理等による歴史文化的空間の継承、「活用」は諸要素を活かした、姫路城ならではの体験ができる歴史文化的空間の醸成、「整備」は市民らが集い、学ぶ、暮らし、愛着と誇りを持つことのできる歴史文化的空間の形成、「運営・体制」は姫路城のある歴史文化的空間を継承・醸成・形成し、それを持続していく体制の構築をそれぞれの基本方針としております。

施策の実施計画についてでございますが、姫路城において解決すべき課題は多く、短期間で解決できる課題は少ない状況ですが、本計画の実施期間である 10 年程度で実施すべき主な施策を示しております。計画期間を 3 期に分け、1 期は 3 年程度としております。一例になりますが、1 期については、現在行っている保存修理事業等を継続して進めつつ、本計画を推進するための運営体制の構築を

行います。次の2期から3期にかけて、保存管理の面では、発掘調査として三の丸区域、中曲輪中部区域にございます動物園の整備検討のための確認調査を行うなど、姫路城に関わる様々な活用の検討、整備の検討などを行った上で、計画的に施策を実施していきます。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。
- それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。
- 次に、
報告事項の2 令和7年度市立高等学校推薦入学及び複数志願選抜に係る受検者及び合格者数について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (学校指導課長 報告事項の2について説明)
2月17日に実施しました推薦入学につきまして、姫路高校探究科学コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも72名、合格者40名で、倍率は1.80でございました。
琴丘高校国際文化科は、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも63名、合格者数40名で、倍率は1.58でございました。
飾磨高校健康福祉コースは、定員40名に対して、志願者数、受検者数とも47名、合格者数40名で、倍率は1.18でございました。
なお、推薦入試全体の倍率は、兵庫県推薦入学等志願状況において、昨年度の倍率1.28に対し1.30とほぼ横ばいでございます。
3月12日に実施されました一般入試における複数志願選抜につきまして、姫路高校は、定員160名に対して、志願者数、受検者数とも203名、倍率は1.27でございました。合格は、第2志望での合格も含め、160名でございました。
琴丘高校は、定員200名に対して、志願者数、受検者数とも221名、倍率は1.11でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。
飾磨高校は、定員200名に対して、志願者数は211名、受検者数は210名、倍率は1.05でございました。合格は、第2志望での合格も含め、200名でございました。
令和8年度に統合・再編を控えておりますが、各高校のオープンハイスクールや学校ホームページ、令和6年8月に実施いたしました市立高校メッセ等を通して、市立高校の魅力を保護者や中学生に対して積極的に情報発信していることが、受検者の確保につながっていると考えております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

- (問) 志願者が増えたのはよいことだと思いますが、市立は増えていて、県立は横ばいの状況です。これは、私立の志願者が減っているのか、この年の生徒数が多いのか、どういう状況ですか。
- (答) 県全体では1.28に対して1.30と横ばいの倍率となっておりますが、県全体ですので推薦入試の学級もかなり多い中での割合となっております。受験者数と合格者数については、県教育委員会が精査し、競争倍率が高くなることを避けて定員等人数を決定しておりますので、本年度において特に全体として厳しい状況になったということではございません。
- (問) この学年は全体数が多いのですか。
- (答) 例年、徐々に受検者数は減っており、昨年度に比べて本年度も全体数としては減少しています。
- (意見) 県立の統合校が定員割れしているため、市立へ志願者が流れてきているという見方もできるかもしれません。
- (答) 第4学区におきましては、新たに姫路海稜高校、播磨福崎高校が設置されます。この2つの高校では、大きく定員割れをしており、どのような生徒に来てほしいのか、どのような教育をするのか等について、中学3年生や保護者へ丁寧な説明をしてはいるはずですが、既存の学校への受験者が結果的に増えた状況でございます。
- (意見) 本市も統合校ができますので、きちんと分析して対応しなければならないと考えています。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承りたいと思います。
- 本日の公開案件はこれで全て終了いたしましたので、傍聴者は退場してください。
傍聴者等の退場のため、委員会は暫時休憩します。
- 〔休 憩〕
- 教育長 ○ それでは、委員会を再開し、非公開案件の審議に入ります。
- ・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、

日程第5 教育長職務代理者の指名について
に入ります。

○ 教育長職務代理者は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条において、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと定められているものでございます。任期については、法律で具体的な定めがないため、1年間を区切りとして、令和6年度は中野委員に就任していただいております。

○ 令和7年4月1日から1年間の教育長職務代理者を指名いたします。

○ 教育長職務代理者として山下委員を指名します。

山下委員

○ 教育長職務代理者をお受けいたします。

ただし、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督につきまして、非常勤である私が職務を担うことは困難であると考えますので、教育次長に委任したいと思っております。

教育長

○ ただいま、山下委員から教育次長への職務の委任につきまして、申出がありました。

山下委員が、事務局の事務の統括及び事務局職員の指揮監督の職務を行うことは困難であると認め、教育長職務代理規則第2条の規定により、教育次長に委任することといたします。

○ 以上で、本日の案件は全て終了しました。

○ 次に、日程第6 次回委員会開催日時等を議題といたします。
事務局より説明してください。

(事務局)

○ 次回の定例教育委員会ですが、4月17日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思っております。

教育長

○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、4月17日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、4月21日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。

- 以上で本日の案件は全て終了しました。
- それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
- 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。

(事務局)

[特になし]

教育長

- 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時03分)